

鹿児島県いじめ防止等対策委員会条例

(設置)

第1条 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）

第14条第3項の規定に基づき、鹿児島県いじめ防止等対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、鹿児島県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の求めに応じ、法第12条の規定による鹿児島県いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等の対策について調査審議するとともに、次に掲げる事務を行う。

- (1) 法第24条の規定による調査を行うこと。
- (2) 法第28条第1項の規定による調査を行うこと。

(組織)

第3条 委員会は、委員6人以内で組織する。

- 2 委員は、いじめの問題に関し学識経験を有する者のうちから、教育委員会が任命する。
- 3 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、委員会に臨時委員を置くことができる。
- 4 臨時委員は、当該特別の事項に関する専門的な知識及び経験を有する者のうちから、教育委員会が任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(委員の服務)

第5条 委員及び臨時委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員（議事に関係のある臨時委員を含む。以下この条において同じ。）の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員は、特別の利害関係のある事項については、その議事に加わることができない。

（庶務）

第8条 委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

（雑則）

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 鹿児島県いじめ調査委員会条例（平成26年鹿児島県条例第37号）は、廃止する。